

令和元年 10 月 3 日

学内自転車利用者 各位

### 放置自転車の処分について

本学では、下記のとおり、放置自転車の処分を行いますのでお知らせします。  
なお、学内で通勤・通学に使用している自転車は、防犯登録や施錠を適切に行い、長期間駐輪しないようにしてください。

学内環境美化及び自転車のマナー向上に引き続きご協力をお願いします。

### 記

#### <実施手順について>

- ① 10 月下旬までに、放置の疑いがあり、所定のタグをつけた自転車を以下の場所に移動させます。
  - ・西本館東側（A T M裏）集積場所
  - ・第 2 講義棟南側集積場所
  - ・第 2 研究館南側集積場所
  - ・東 1 号館南側集積場所
  - ・多目的グラウンド南側集積場所
  
- ② 移動後から 12 月下旬までの間、防犯登録番号等に基づき、所轄警察署に盗難の照会を行います。  
※所有する自転車が上記集積場所にある場合は、防犯登録カード（防犯登録をした際の控え）等を持参の上、学生は学生支援課に、教職員は総務課にお問い合わせください。
  
- ③ 所有者が現れなかった自転車については放置自転車とみなし、12 月 24 日（火）（予備日 25 日（水））、廃棄業者に引き渡します。なお、引き渡し後の照会には応じられませんのでご注意ください。

総務部総務課  
学務部学生支援課